

定期報告制度の運用に関する調査事業について(概要)

調査事業の目的

建築基準法第12条第1項及び第3項に基づく特定建築物、昇降機・遊戯施設及び建築設備(昇降機を除く。以下同じ。)の定期調査等が、国が定める項目に基づき適切に実施されているか等の実態を把握・分析することにより、定期調査等を行う有資格者の技術力の確保を図るとともに、定期報告制度の適切な運用に向けた取組みの推進を目的とする。

調査事業の概要

調査1. 特定建築物の定期調査に係る調査事業

○ 調査体制(事業者)

一般財団法人日本建築防災協会

○ 調査期間

平成28年度から平成30年度まで

○ 調査の方法及び内容

既に定期調査が実施された建築物※の所有者等の協力のもと、事業者が原則として特定行政庁の担当者立会いのもと現地調査を行い、定期調査報告の内容と現場の状況に相違がないか、定期調査が、建築基準法第12条第1項の規定に基づき、平成20年国土交通省告示第282号に規定されている調査項目、調査方法、判定基準に基づき実施されているかの確認を行う。

※ 協力の得られた特定行政庁に提出された定期調査報告書の中から建築物の用途等を考慮して選定し、調査対象とした。

調査2. 昇降機・遊戯施設及び建築設備の定期検査に係る調査事業

○ 調査体制(事業者)

一般財団法人日本建築設備・昇降機センター

○ 調査期間

平成28年度から平成30年度まで

○ 調査の方法及び内容

昇降機・遊戯施設※1及び建築設備※2の所有者等の協力のもと、事業者が原則として特定行政庁の担当者立会いのもと定期検査時に現地調査を行い、建築基準法第12条第3項の規定に基づき、平成20年国土交通省告示第283号、284号及び285号に規定されている検査項目、検査方法、判定基準に基づき実施されているかの確認を行う。

※1 利用者が多く見込まれる昇降機、遊戯施設を選定し、調査対象とした。

※2 特定行政庁及び建物所有者関係団体等が平成28年度～平成30年度の定期検査を実施するもののうち、換気設備、排煙設備、非常用の照明装置、給水設備及び排水設備の定期検査が同時に行われるものを抽出、選定し、調査対象とした。

※ 本調査の結果として、告示に定める検査方法によらないおそれのある検査が散見されている

調査結果の活用等

- 調査結果を踏まえ、調査員・検査員が見落としがちな調査・検査項目を分析し、事例や写真も交えてとりまとめを行い、調査結果をもとにした事例集※を作成。
- 本調査事業の調査結果を踏まえ、適切な調査・検査方法の実施について特定建築物調査員講習の講習会等を通じ、調査員・検査員への周知を実施。

※ 建築設備に係る事例集を一般財団法人日本建築設備・昇降機センターのHPで公表(<http://www.beec.or.jp/publication/etc/>)